

上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

上越市教育委員会教育長 早 川 義 裕

上越市教育委員会規則第 2 号

上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和 4 6 年上越市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 諏訪小学校の項を削り、同表戸野目小学校の項中「及び上池部」を「、上池部、上真砂、杉野袋、南新保、北新保、高森、諏訪、東原、鶴町、北田中、米岡及び米町」に改め、同表清里小学校の項の次に次のように加える。

三和小学校	三和区の全域
-------	--------

別表第 1 里公小学校の項から美守小学校の項までを削る。

別表第 2 雄志中学校の項中「、諏訪小学校」を削り、「並びに上池部」を「、上池部、上真砂、杉野袋、南新保、北新保、高森、諏訪、東原、鶴町、北田中、米岡並びに米町」に改め、同表三和中学校の項中「里公小学校、上杉小学校及び美守小学校」を「三和小学校」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。